

(1) 策定の経緯

令和7年6月に、いわゆる給特法が改正され、学校における働き方改革について、教育委員会が教員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する計画（「業務量管理・健康確保措置実施計画」、以下「実施計画」）を策定することが義務付けられた。

(2) これまでの埼玉県在学校における働き方改革

令和元年9月に、学校における働き方改革を推進する上で取り組むべき筋道として「学校における働き方改革基本方針」（以下、「基本方針」）を策定し、教員の時間外の縮減（時間外を月45時間以内、年360時間以内）に向けた取組を進めてきた。

- ・ 令和4年4月「学校における働き方改革基本方針」改定（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
 - ・ 目標を「月45時間以内、年360時間以内の教員割合を100%」と改めた。
 - ・ デジタルツールの活用取組を新たに追加した。
- ・ 令和7年4月「学校における働き方改革基本方針」改定（令和7年4月1日～令和10年3月31日）
 - ・ 時間外だけでは推し量れない「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立を目標に追加。
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえた取組（フレックスタイム制の活用など）を追加。

(3) 「実施計画」と「基本方針」の関係

「実施計画」は、文部科学大臣の定める指針に即して策定することと示された。なお、その策定に当たっては、既存の計画等がある場合は、それを活用することも可能であることから、「基本方針」を一部改定し、令和8年4月1日に「実施計画」として位置付けた。

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

(4) 実施計画の概要

ア 目標

- (ア) 時間外が月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%に
- (イ) 「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

イ 目標達成に向けた四つの視点と主な取組

四つの視点	主な取組
教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	・校務DX・TXの推進 （デジタル採点・校務支援システムの活用など） ・外部人材を活用した教職員への支援 など
教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	・「退校時間」の設定 ・男性育児休業の取得の促進 など
教職員の健康を意識した働き方の推進	・高ストレス教職員等への健康管理医による面接指導の勧奨 ・保健師による健康相談の実施 など
保護者や地域の理解と連携の促進	・県民、保護者等の理解促進 ・コミュニティ・スクールの拡充 など

ウ フォローアップ

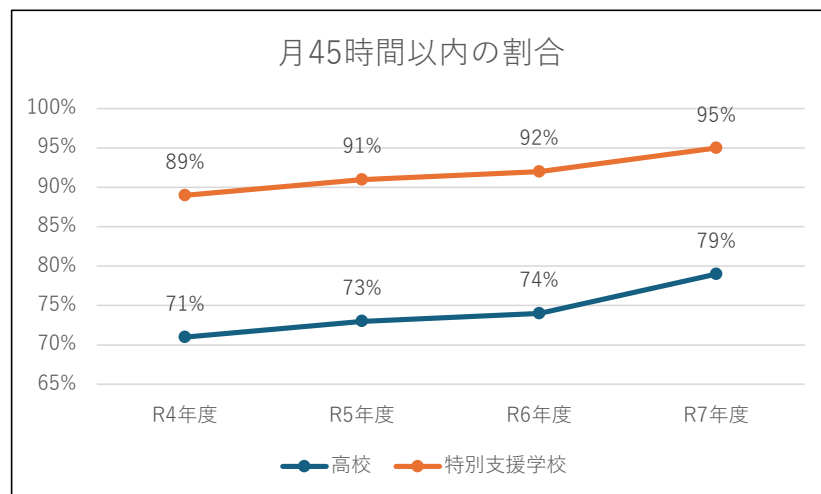
- (ア) 学校関係者及び保護者等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会」等からの意見聴取
- (イ) 教育局職員で構成する「フォローアップ委員会」での取組状況の評価・改善
- (ウ) 各県立学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えたフォローの実施

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

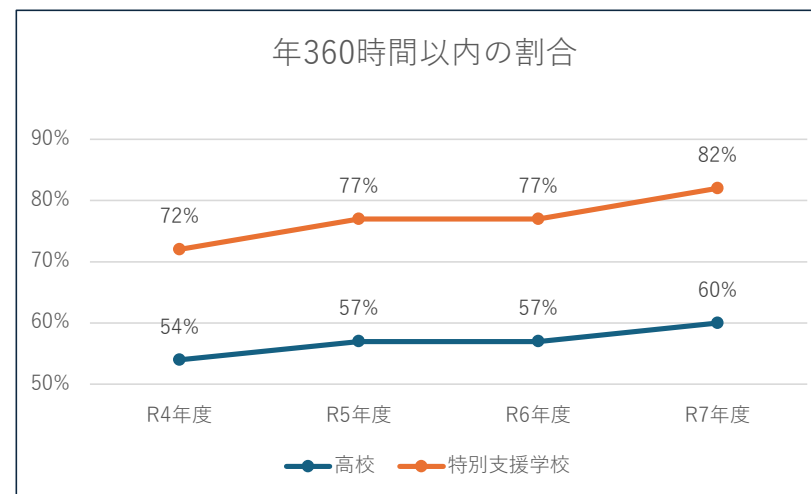
(5) 参考

時間外が月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合

月45時間以内(11月)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
高校	71%	73%	74%	79%
特別支援学校	89%	91%	92%	95%



年360時間以内	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
高校	54%	57%	57%	60%
特別支援学校	72%	77%	77%	82%



学校における働き方改革基本方針

令和7年4月1日～令和10年3月31日

令和7年4月
令和8年4月一部改定
埼玉県教育委員会

学校における働き方改革の更なる推進に向けて

埼玉県教育委員会では、働き方改革の更なる推進に向けて「学校における働き方改革基本方針」を改定しました。

これまでも「学校における働き方改革基本方針」に基づく各取組を通じて、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子供たちと向き合う時間の確保などに一定の成果を上げてきましたが、目標の達成には、いまだ至っていない状況です。

今後は、目標達成に向けた取組を充実させるとともに、教職員にとって働きやすい、働きがいのある職場環境の確立を目指します。教職員の働き方改革を更に推進し、より効果的なものにする事で、子供たちへのよりよい教育を実現してまいります。

令和7年度の改定では、働き方改革の目的を、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」とし、子供たちのための働き方改革であることを明確にしました。

また、「時間外在校等時間」に加え「ウェルビーイング」についての目標を掲げています。

これらは、県、市町村と学校が一体となって働き方改革に取り組むことで、より実効性のあるものになります。

令和7年4月に改定した基本方針の一部を改定し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けます。

「日本一働きやすい」、「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指し、各取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

令和8年4月1日 埼玉県教育委員会

目次

第1	「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨	1
1	本県の取組及び国の動向	1
2	時間外在校等時間の割合の推移（教員）	2
3	令和6年度勤務実態調査の結果	3
第2	「学校における働き方改革基本方針」（令和4年4月1日～令和7年3月31日）の評価・検証	4
第3	総論	6
1	目的	6
2	本県の目指す教職員の働き方	7
3	目標	7
4	目標達成に向けた四つの視点と指標	8
5	フォローアップ	9
第4	目標達成に向けた具体的取組	10
参考資料	用語の解説	25

（文中に*を付した用語については、25ページ以降に「用語の解説」がありますので御参照ください。）

第1 「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

1 本県の取組及び国の動向

埼玉県教育委員会では、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間*を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。

しかしながら、令和3年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定（以下「前基本方針」という。）し、子供と直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツールの活用など、これまでにない取組を位置付け、令和4年度から3年間の方針として働き方改革を推進してきた。

この間、令和5年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会が、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を示した。この提言では、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」について、それぞれの主体が権限と責任に基づき主体的に各事項に取り組む必要があり、できることは直ちに着手するようとしている。

また、令和6年8月には、中央教育審議会から「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」が示された。その中で、学校における働き方改革の更なる加速化として「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、学校における働き方改革の実効性の向上として「取組状況の見える化とPDCAサイクルの構築」等について触れている。また、「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」、「柔軟な働き方の推進」についても言及している。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイング*を高めるためには、教師のウェルビーイング*を確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイング*を高める場となることが重要である。」としている。

これらの国の動向を踏まえ、令和7年4月に、令和7年度から3年間の方針として「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を改定した。

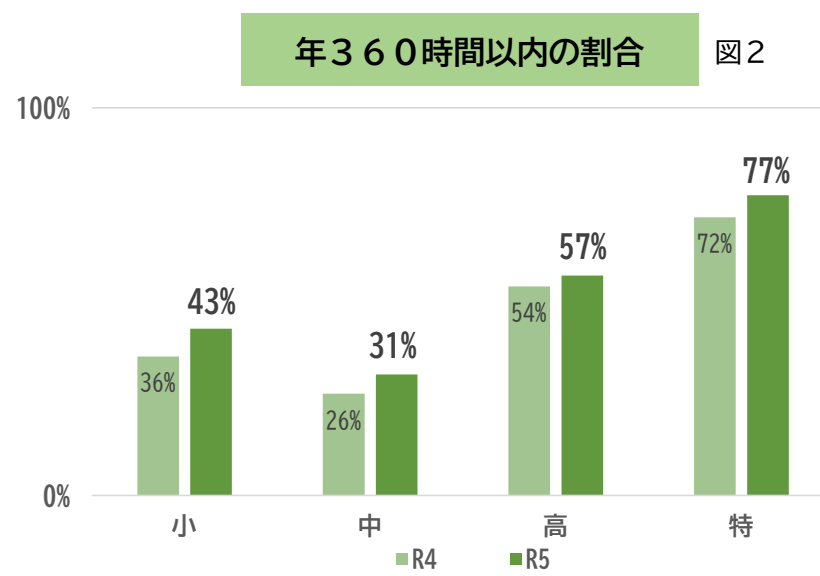
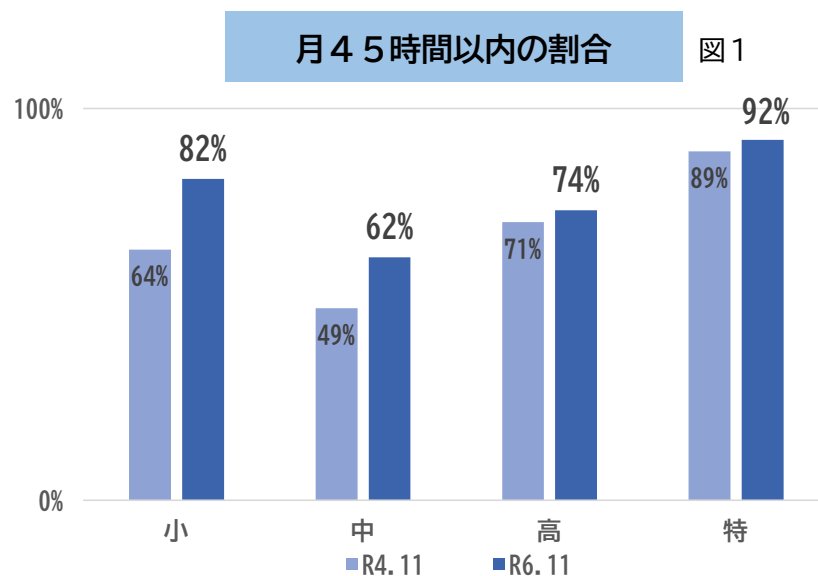
なお、令和8年3月に基本方針の一部を改定し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けている。

第1 「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

2 時間外在校等時間*の割合の推移（教員）

前基本方針の目標

【時間外在校等時間*】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に



〈現状〉

- ・ 時間外在校等時間* 月45時間以内及び年360時間以内の教員数の割合は増加しているが、目標達成には至っていない。

〈課題〉

- ・ 目標達成には、教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。
- ・ 教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
- ・ 業務の効率化を進めるためには、外部人材やデジタルツールの活用等の各取組を加速させる必要がある。

第1 「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

3 令和6年度勤務実態調査*の結果

※令和6年6月に、小・中学校は抽出校、県立学校は全校を対象として実施

表1 校種別・職種別の1日当たりの平均時間外在校等時間*

	校長	教頭等	教諭等
小	1:53	2:27	1:59
中	1:57	2:36	2:09
高	1:50	2:38	2:06
特	2:15	2:54	1:24

表2 教諭等の平日1日の従事内容及び時間（授業を除く上位5項目）

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備 (1:42)	学年学級経営 (0:42)	生徒指導 (0:42)	その他事務 (0:30)	成績処理 (0:26)
中	授業準備 (1:37)	学年学級経営 (1:08)	部活動 (0:49)	生徒指導 (0:33)	その他事務 (0:30)
高	授業準備 (2:29)	部活動 (0:54)	その他事務 (0:40)	会議・打合せ (0:37)	学年学級経営 (0:27)
特	授業準備 (1:36)	会議・打合せ (0:45)	学習指導 (0:36)	その他事務 (0:35)	生徒指導 (0:31)

表3 教諭等の1日の持ち帰り業務内容及び平均時間（上位3項目）

	1位	2位	3位
小	授業準備 (0:14)	成績処理 (0:02)	学年学級経営 (0:02)
中	授業準備 (0:13)	成績処理 (0:04)	学年学級経営 (0:02)
高	授業準備 (0:13)	成績処理 (0:01)	その他事務 (0:01)
特	授業準備 (0:06)	研修準備 (-)	その他事務 (-)

※教頭等：副校長、教頭
※教諭等：教諭、助教諭、講師

〈現状〉

- ・全校種とも「教頭等」の時間外在校等時間*が最も長い。（表1）
- ・教諭等の平日1日の従事内容について、「会議・打合せ」や「その他事務」など子供と直接関わらない業務に従事している時間が、授業を除く上位5項目に含まれている。（表2）
- ・教諭等の1日の持ち帰り業務について、全校種において、「授業準備」の持ち帰り業務の従事時間が最も長い。（表3）

〈課題〉

- ・時間外在校等時間*が長い「教頭等」を支援していく必要がある。
- ・「その他事務」等の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要がある。
- ・「教諭等」が勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要がある。

※詳細は、「『令和6年度 埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査』報告書」（URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/hutankeigen.html）及び「『令和6年度 教職員の勤務実態に係る調査』調査報告書（県立学校）」（URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/fureaiday.html）を参照

第2 「学校における働き方改革基本方針」（令和4年4月1日～令和7年3月31日）の評価・検証

前基本方針に基づいた取組を進め、一定の成果は上げているものの、最終年度である令和6年度において、目標達成には至っていない状況である。

教育局職員で構成する「フォローアップ委員会*」では、学校関係者及び保護者等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会*」からの「評価・検証方法」に対する意見を踏まえ、前基本方針の具体的取組（県立学校全65取組、小・中学校等全56取組）について評価・検証を重ねた。

各取組について、時間外在校等時間*の縮減や休暇日数の増加、教育的効果等、可能な限り客観的要素を用いて評価を行ったところ、結果は右表のとおりであった。

	評価	○	△	▲
評価基準	①各取組の達成度	80%以上	60%以上	左記以外
	②H30年度時との比較	上昇 (20%以上増)	やや上昇 (10%以上増)	
評価対象	県立学校 (全65取組)	54取組 (83%)	8取組 (12%)	3取組 (5%)
	小・中学校等 (全56取組)	48取組 (86%)	7取組 (12%)	1取組 (2%)

※評価基準の①又は②のいずれかを満たす場合に「○」又は「△」と評価

全取組のうち、県立学校、小・中学校等どちらにおいても約8割の取組の達成状況は良好であった。これらの取組は、時間外在校等時間*の平均時間の縮減に寄与したと考えられる。

評価を「○」とした取組については、更に効果的な取組となるよう、見直しを図りながら継続していく。

一方、残りの取組については、達成状況に課題が見られた。

評価を「△」又は「▲」とした取組が、なぜ芳しい達成状況とならなかったのかその要因を分析し、取組内容や取組方法の改善を図る。例えば、「地域ボランティアの支援による負担軽減」については、コミュニティ・スクール*の導入状況や各学校の地域連携の状況等を踏まえ、取組方法を検討する。

なお、約8割の取組において達成状況が良好でありながらも目標達成に至らなかったことから、各取組と目標達成が十分に連動していないことが大きな課題である。今後は、達成状況の判断の客観性・妥当性を高め、より信頼性の高い評価・検証を行うことが必要である。そのため、評価・検証の精度を上げて、各取組の達成状況を確認していく。

また、目標達成のため、働きやすい職場環境の整備や柔軟な働き方などの視点も必要であることから、新たな取組として整理し、働き方改革を推進していく。

第2 「学校における働き方改革基本方針」（令和4年4月1日～令和7年3月31日）の評価・検証

評価「○」の取組で、時間外在校等時間*の縮減に効果があったと考えられる主な取組

	取組	【参考】年間縮減時間の目安と取組	
県立学校	指導者用端末の整備	紙ではなくデータで児童生徒へ配布	43.0時間
	学校徴収金等のキャッシュレス化	インターネットバンキングを導入	37.5時間
	電話機能の整備、学校・保護者間連絡ツール活用	欠席連絡・検温報告のWebアンケート化	33.3時間
小・中学校等	「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」の運用	活動時間の短縮	50.0時間
	業前活動の見直し	朝練の見直し	21.5時間

※「年間縮減時間の目安と取組」は、「全国の学校における働き方改革事例集」（文部科学省令和5年3月改定版）で示された参考値

評価「△」又は評価「▲」であった主な取組

	取組
県立学校	授業実践・指導案等の共有（△）
	「未配置・未補充」解消、適切な後補充（▲）
	地域ボランティアの支援による負担軽減（▲）
小・中学校等	保護者や地域の理解促進（△）
	教職員定数の改善等（△）
	調査の縮減（▲）

第3 総論

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

前基本方針では「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」では、「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

埼玉県においても、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で働き方改革を推進してきたところであり、基本方針では「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、最終的な目的の実現に向けた働き方改革を推進していく。

第3 総論

2 本県の目指す教職員の働き方

「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指して
～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

働き方改革を推進するには、DXやTXの考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。

また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としないといけない。

さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

これらの取組により、本県の学校を「日本一働きやすい」職場環境にすることを目指す。同時に、働き方改革を推進させることで教職をより魅力ある職業とし、将来の進路の一つとして「埼玉の先生になりたい」と思われることを目指し、優秀な教員の確保に結び付けていく。

3 目標

【時間外在校等時間*】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%に
【ウェルビーイング*】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、時間外在校等時間*に係る目標は継続する。

また、「本県の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての「『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定した。

時間外在校等時間*の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイング*を高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

第3 総論

4 目標達成に向けた四つの視点と指標

四つの視点	定量指標	定性指標
(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	・「役割認識」の実感 ・「オーバーワークではないこと」の実感 ・「チームワーク」の実感
(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	・「自己成長（新たな学び）」の実感 ・「リフレッシュ」の実感 ・「他者承認」の実感
(3)教職員の健康を意識した働き方の推進	取組ごとの達成状況	・「自己裁量」の実感 ・「良好な職場環境等」の実感 ・「孤独ではないこと」の実感
(4)保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	・「保護者・地域からの理解」の実感 ・「保護者・地域との協力体制」の実感

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類*」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性*」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング*」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」とした。

さらに、取組の成果を判断する際の基準として、四つの視点それぞれに「定量指標」と「定性指標」を新たに設けることとした。

四つの視点に設定した取組のうち、客観的な評価が可能な取組や時間外在校等時間*の縮減に効果が期待できる取組は、定量指標で評価し、PDCAサイクルにより評価検証を図る。

定性指標については、教職員を対象としたアンケートを実施し、状況を把握することで、働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目指す。

第3 総論

5 フォローアップ

- (1) 「勤務管理システム*」等による客観的な在校等時間の把握
- (2) 学校関係者及び保護者等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会*」等からの意見聴取
- (3) 教育局職員で構成する「フォローアップ委員会*」での取組状況の評価・改善
- (4) 各県立学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えたフォローの実施

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、学校職員や保護者等からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行う。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間*の改善を図る。

フォローアップの具体的な方法について、(1)として「勤務管理システム*」等で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実情を把握するために、(2)の「多忙化解消・負担軽減検討委員会*」等から意見聴取を行う。

上記(1)(2)及びその他の取組から把握した情報を踏まえて、(3)の「フォローアップ委員会*」において、基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていく。

(4)として、各学校が学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、在校等時間の長時間化につながらないよう基本方針の取組との整合性を図るよう支援する。また、時間外在校等時間*の上限時間を上回る学校に対して、校長からの聞き取り等を通じた取組状況の把握及び指導助言を行う。

なお、国の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を踏まえた取組内容となるよう、「フォローアップ委員会*」で検討を行う。

第4 目標達成に向けた具体的取組

※【】内は実施主体を表す。
 【県】…県教育委員会、【市町村】…市町村教育委員会、【学校】…県立学校及び市町村立学校、【県立高等学校】…県立高等学校（県立伊奈学園中学校を含む。）
 【県立特別支援学校】…県立特別支援学校、【県立学校】…県立高等学校（県立伊奈学園中学校を含む。）及び県立特別支援学校
 【市町村立学校】…市町村立小学校、市町村立中学校、市立義務教育学校及び市立特別支援学校を含む（さいたま市立学校を除く。）。
 ※★は、期待される効果を表す。★の数が多いほど、教員の時間外在校等時間*の縮減が期待できるもの、又は、多くの教職員に影響するものとしている。

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○教育条件整備

調査の縮減・効率化

【★★★：県】

各課が行う学校への調査については、年間本数10%減（令和6年度比）を目標とします。
 また、効率的な方法（学校への発出方法を統一化、アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）で調査を実施します。

スクラップの徹底

【★★★：県・学校】

スクラップアンドビルドを原則とし、更に年2回、教育局各課でスクラップを徹底することとします。
 また、各学校においても、教育効果を踏まえながらスクラップに取り組みます。

勤務時間外の教育活動の検証及び指導・助言

【★★★：県・市町村】

勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。

I C Tに係る相談窓口支援等

【★★☆：県】

学校におけるI C T活用を円滑に進めるため、W e b相談窓口を開設するとともに、I C T支援員等の外部人材を活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。

教育課程等の見直し

【★★☆：県・市町村・学校】

（県）
 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、始業日の設定に当たっては教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担軽減に留意しつつ、学校の指導体制に見合う教育課程となるよう、学校に働きかけます。

（市町村）
 市町村教育委員会に対しては、所管する学校において、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担軽減も含め、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化するなど、学校の指導体制に見合う教育課程となるよう、働きかけます。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○教育条件整備

「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」の厳守

【★★☆：県・市町村・学校】

（県立学校）
各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。

（市町村立学校）
「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を踏まえた取組を徹底できるよう、部活動実施状況調査を行い、活動に課題が見られる市町村に対し、方針の厳守を働きかけます。

「ノー部活デー」の設定

【★★☆：県・市町村・学校】

各学校で状況を踏まえた「ノー部活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。

年次研修の精選等

【★★☆：県】

年次研修の内容について精選を行います。また、機関研修に関しては、オンライン実施を含め、負担軽減の方法等について検討します。

少人数学級編製の推進・拡大

【★★☆：県・市町村】

（県立学校）
県立学校の生徒の実態を考慮し、少人数学級編製を推進できるよう努めます。

（市町村立学校）
市町村立学校の児童生徒の実態を考慮し、中学校での少人数学級編製を実施します。

特別支援学校高等部入学選考の改善

【★★☆：県・県立特別支援学校】

特別支援学校高等部の入学選考について、負担軽減につながるよう、検討していきます。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○校務DX・TX*の推進

ペーパーレス支援ソフト等の活用推進

【★★☆：県・県立学校】

ペーパーレス支援ソフト*などを学校の特性を踏まえ有効活用することで、これまでの文書処理やデータ処理の在り方の変革により、負担軽減を図ります。

県提出書類の電子化推進

【★★☆：県】

学校の負担軽減の観点から、教育局各課で、学校から県への提出書類の電子化を進めます。

デジタル採点システム*の導入

【★★☆：県・県立高等学校】

デジタル採点システム*の導入を進め、定期考査等の採点の効率化による負担軽減を図ります。

公簿類の電子化検討

【★★☆：県】

紙で保管している公簿等について、電子化できる範囲を検討し、学校の負担軽減を図ります。

学校部活動の改革

【★★☆：県・市町村】

（県・高等学校）
「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、適正で持続可能な学校部活動となるように各学校を指導します。また、高等学校の学校部活動の地域クラブ活動への移行については、国の動向を注視し適切に推進するように検討します。

（市町村・中学校）
「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、適正な学校部活動となるように市町村に働き掛けるとともに、「埼玉県地域クラブ活動推進計画」に基づき、学校部活動を地域クラブ活動に移行することについて市町村の取組を支援します。また、「改革推進期間」が終了する令和8年度以降については、引き続き国の動向を注視し、市町村の取組を支援します。

校務支援システム*の活用促進

【★★☆：県】

校務支援システム*の様式変更等に伴うシステム改修等に適切に対応し学校の校務が滞りなく遂行されるよう支援します。
また、システムの運用に際して学校の負担が生じないよう、各学校の実情に応じて支援します。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○校務DX・TX*の推進

学習指導案や教材等の共有

【★★★：県・市町村・学校】

県ホームページにおいて、学習指導案や教材等の実践事例を共有し、授業準備等に掛ける時間を削減し、負担軽減を図ります。
優れた授業実践や指導案等の収集、整理を行い、総合教育センターのホームページ等に掲載することで、教員の教材研究や授業準備を支援します。

新たなネットワークの構築と端末の統合

【★★★：県】

ネットワークの分離を必要としない新たなネットワークを構築するとともに、校務用端末・授業用端末を統合し、利便性の向上を図ります。

電子出願の適切な運用

【★★★：県・県立高等学校】

県公立高等学校入学者選抜における電子出願の適切な運用を行い、入学者選抜事務の効率化による負担軽減を図ります。

県主催会議等の動画・オンライン化

【★★★：県】

県が主催する会議、説明会等においては、実施内容を踏まえて教育局各課で動画・オンライン（50%以上）での実施を推進し教職員の負担軽減につなげます。
また、会議資料の縮減や電子化を進めます。

研究団体主催会議等の効率化・オンライン化

【★★★：県・市町村】

研究団体主催の会議等においては、効率化・オンライン化など、実施方法の工夫・改善を行います。

学校徴収金のキャッシュレス化

【★★★：県・県立学校】

学校で取り扱う各種徴収金についてキャッシュレス化を進め、負担軽減を図ります。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の拡充	【★★☆：県】
多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を拡充します。	
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の適正配置	【★★☆：県】
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を適正に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」を周知し、効果的な活用が図られるよう働き掛けます。	
弁護士等の専門家による個別相談の実施	【★★☆：県】
家庭との対応や子供を取り巻く問題に関して、弁護士等の専門家による個別相談を実施し、教職員を支援します。	
生徒指導スキルアップ資料の周知	【★★☆：県】
生徒指導のスキルアップにつながる資料等をホームページ等で周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。	
部活動指導員の配置拡充	【★★☆：県・市町村・学校】
（県・高等学校） 高等学校の部活動指導員について、各学校の要望と活用状況を踏まえながら拡充するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるように活用について指導します。 （市町村・中学校） 部活動指導員について市町村教育委員会の要望を踏まえながら、拡充するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるように働き掛けます。	

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

スクールヘルスリーダー等の活用

【☆☆☆：県】

スクールヘルスリーダー（退職養護教諭及び退職栄養教諭）を活用し、経験の浅い養護教諭や栄養教諭の資質向上を図ります。
また、スクールヘルスサポーター（退職養護教諭）を活用し、健康診断業務に係る負担軽減を図ります。

副校長・教頭マネジメント支援員の配置・拡充

【☆☆☆：県】

副校長・教頭が本来行うべきマネジメント業務に専念できるよう、業務支援を行うマネジメント支援員を配置します。

I C T活用の実践事例集の共有

【☆☆☆：県】

I C Tを活用した実践事例を収集し、内部のポータルサイト等で共有を図ります。

I C T活用指導力の向上

【☆☆☆：県】

「埼玉県立学校版教師のI C T活用指導力向上のためのルーブリック*」の活用推進を図るとともに、I C T活用プロジェクトを通じて、学校においてI C T活用の推進力となる中核的人材を育成します。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○国や関係団体等への働き掛け等

教職員定数の改善

【★★★：県】

教員定数の改善について、本県の「勤務実態調査*」の結果を基に、教職員の負担を軽減できるよう、あらゆる機会を捉えて国に働きかけます。

未配置・未補充の解消等

【★★★：県・市町村】

未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組みます。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中で妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないよう、正規の教職員も含めた適切な後補充の配置について努力します。

教科担任制の拡充

【★★★：県】

教員の持ち時間数の削減に向け、教科担任制を拡充するために、教員を適切に配置します。

業前活動の原則中止の継続

【★★★：県・市町村・市町村立学校】

各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む。）について始業前には原則行わないなど見直すとともに、既に見直している場合は継続するように働きかけます。

実践事例集の周知活用

【★★★：県・市町村】

（県）
各学校の業務改善の取組に係る好事例をまとめた実践事例集「埼玉県業務改善スタンダード（県立学校版）」を管理職に対して周知します。活用の際は、学校の実情を踏まえるとともに、校内の共通理解を図ることに留意するよう管理職を指導します。

（市町村）
「埼玉県業務改善スタンダード（小学校版・中学校版）」を更新するとともに、市町村教育委員会及び各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」を広く周知し、学校の実情に応じて活用するよう働きかけます。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○国や関係団体等への働き掛け等

スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の拡充 【★★☆：県】

スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置に対する支援の充実を図るよう、国に働きかけます。

学校・教師が担う業務の適正化 【★★☆：県】

教師が教師でなければできないことに集中できるよう「学校と教師の業務の３分類＊」の再周知と徹底を図るよう、県立学校及び市町村教育委員会に働きかけます。なお、「学校と教師の業務の３分類」における「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」については、学校の実態に応じた適正化に向けて関係機関との連携や支援体制の整備を進めます。

市町村教育委員会の独自の年次研修の工夫 【★★☆：県・市町村】

市町村教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、県主催の各研修と内容の重複がないよう、働きかけます。

生徒募集業務の縮減及び交流事業の負担軽減 【★★☆：県・市町村・学校】

高等学校の生徒募集業務に係る取組については、高等学校と中学校双方において過度な負担にならないよう配慮することが必要です。高等学校の教員による中学校訪問については、引き続き、全高校で時期や回数、方法を見直すことで縮減を図ります。

また、各団体が行っている進学フェア等のイベントについて、高等学校の負担軽減が図られるよう、日数や開催時間の縮減、開催時期の調整等を主催団体に働きかけます。

交流事業（「上級学校訪問」や「出前授業」など）を実施する場合、高等学校の負担に配慮して実施するよう、市町村教育委員会に働きかけます。特に、出前授業の参加については、高等学校の教職員の出張を伴うなど負担が大きいことから、教職員の業務や日課等に十分配慮できる場合に限り、専門高校等の体験的な内容を伴う出前授業や高等学校の教育活動の説明をする場合について受け入れることができます。

障害者が働きやすい職場づくり 【★★☆：県】

障害者が働きやすい職場をつくるため、人的支援や施設改修等に係る財政措置等について、国に働きかけます。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

○働きやすい職場環境の整備

「退校時間」の設定

【★★★：県・市町村・学校】

各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図ります。

週休日の振替や休暇等の確実な取得

【★★☆：県・市町村】

週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会議のほか、学校訪問等の機会においても指導を徹底します。
引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進します。

○教員としての充実感の向上

子供と向き合う時間の確保

【★★☆：県・市町村・学校】

児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイング*を高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進します。

管理職のマネジメント力向上

【★★☆：県・市町村・学校】

職場の心理的安全性*の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図ります。

心理的安全性*の確保

【★★☆：県】

心理的安全性*を高め、組織力を高められるよう管理職に対して会議や研修等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。

教頭、主幹教諭等の業務改善

【★★☆：県】

時間外在校等時間*が多い、教頭、主幹教諭等の業務改善について、好事例を収集し、周知するとともに、各学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

○柔軟な働き方の推進

男性の育児休業取得の促進

【★★★：県・学校】

「子育て応援総合サイト」を定期的に更新し、出産・育児に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当金などの給付制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得促進を図ります。

フレックスタイム制*等の活用

【★★★：県】

フレックスタイム制*及び自宅勤務について、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、活用を促進します。

勤務間インターバル*の確保

【★★★：県】

学校に勤務間インターバル*を適用する際の課題を整理し、推進します。

○ストレスチェック等の活用推進

ストレスチェックの集団分析の活用

【★★★：県】

ストレスチェックの集団分析結果を基に、各学校の衛生委員会で検討した意見については、その実現に向けて努力します。

管理職向けの研修等の充実

【★★★：県・市町村・学校】

働きやすい環境を作るために、勤務時間の長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう、管理職向けの研修等の充実を図ります。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の健康を意識した働き方の推進

○労働安全衛生法に基づく職場改善

埼玉県教育委員会安全衛生委員会の意見

【★★☆：県】

埼玉県教育委員会安全衛生委員会の意見を積極的に取り入れながら教育委員会全体の課題として対応策を検討し取組を進めます。そのために、教職員の健康管理及び負担軽減等について十分に議論するなど、会議内容や運営などについて工夫します。

各学校の衛生委員会の開催

【★★☆：県・市町村・学校】

各学校の衛生委員会について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底します。

○「勤務管理システム*」に基づく学校支援

管理職を対象とした働き方改革推進研修会の実施

【★★☆：県】

全ての管理職が高い意識で取り組めるよう、管理職を対象に働き方改革推進研修会を実施します。
また、管理職に対しては、労働基準法や地方公務員法などの関係法令に基づき、適切な運用をする責務があることについても、機会を捉えて指導します。

面接指導の勧奨、適切な措置

【★★☆：県・市町村・学校】

長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、健康管理医（全高等学校・特別支援学校に配置）による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講じます。
市町村教育委員会に対し、勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働き掛けます。

市町村教育委員会を対象とした研修会の開催

【★★☆：県・市町村・学校】

毎年度、サービスを監督する市町村教育委員会担当者を対象に、働き方改革推進研修会を実施します。

第4 目標達成に向けた具体的取組

教職員の健康を意識した働き方の推進

○健康管理の推進

健康診断や人間ドックの受診環境等の改善

【☆☆☆：県】

健康診断の日程や会場の調整、人間ドックに係る補助などを通じ、受診環境の改善を進めます。

健康相談の実施

【☆☆☆：県】

健康不安のある教職員に対して、教育局の保健師による健康相談を実施します。
また、リモートでの実施も可能とするなど、相談者のニーズに応じた相談体制を整備します。

睡眠時間の確保による健康づくりの推進

【☆☆☆：県】

業務の見直し、休暇取得の奨励、睡眠に関する研修など、多角的な取組を進め、必要な睡眠時間の確保等による教職員の健康づくりを推進します。

先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛け

【☆☆☆：県】

市町村教育委員会に対し、先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行い、小・中学校等へ業務改善会議を普及します。

業務改善推進コーディネーター*の育成

【☆☆☆：県】

（市町村立学校）
業務改善会議等を含め業務改善の取組を実効性のあるものにするために、業務改善推進コーディネーター*の育成を図ります。

休暇制度等の改善

【☆☆☆：県】

休暇制度等について、国などの動向も踏まえ、日数増や取得要件を緩和します。

第4 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

○働き方改革に関する理解促進

「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」の適切な運用及び周知

【★★☆：県・市町村・学校】

（県・高等学校・特別支援学校）

各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」の意義について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行います。

（市町村・中学校）

市町村で定めた方針の意義について、引き続き生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。

取組状況の「見える化」の促進

【★★☆：県】

市町村教育委員会及び各学校において、教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況の公表を働き掛け、「見える化」を推進します。

「学校閉庁日」の推進

【★★☆：県・市町村・学校】

休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を8日以上設定します。その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛けます。

第4 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

○働き方改革に関する理解促進

「退校時間」の設定

【★☆☆：県・市町村・学校】

各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、保護者・地域に周知します。

「ノー部活デー」の設定・周知

【★☆☆：県・市町村・学校】

教員の負担軽減を図るため、各学校で状況を踏まえて「ノー部活デー」を設定し、保護者・地域に周知します。

県民、保護者等の理解促進

【★☆☆：県・市町村・学校】

ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、県民、保護者等の理解促進を図ります。

第4 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

○地域の協力・連携

学校運営協議会の活用

【★★☆：県・市町村・学校】

学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働き掛けます。

留守番電話の設置・活用

【★★☆：県】

市町村教育委員会に対し、勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け留守番電話の設置・活用や、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の体制整備について働き掛けます。

地域ボランティアの活用

【★★☆：県・市町村・学校】

既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減します。

コミュニティ・スクール*の拡充

【★★☆：県】

地域と学校が一体となり教育活動を推進していくために、コミュニティ・スクール*の導入について、県立高等学校に働き掛けます。

コミュニティ・スクール研修会等の開催

【★★☆：県】

「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、コミュニティ・スクールフォーラム等を開催します。

地域等の連携を生かした子供たちの実社会からの学びの充実

【★★☆：県・市町村・学校】

学んだことを実社会で生かすことを目的に、地域や社会の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実します。

参考資料 用語の解説

本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。	1, 7, 8, 18
か	学校と教師の業務の3分類	文部科学省が令和7年9月に改正した「指針」において、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化に当たって、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の三つに分類・整理したもの	8, 17
	勤務間インターバル	1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。	19
	勤務管理システム	職員の健康管理の促進や業務負担の軽減のため、電磁的記録により職員の出勤及び退勤の状況を記録し管理するシステム	9, 20
	勤務実態調査	教職員の勤務実態を把握し「学校における働き方改革」の資料とするために行う調査。県立学校に対しては「令和6年度教職員の勤務実態に係る調査」として、市町村立小・中学校に対しては「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」として実施。	3, 16
	業務改善推進コーディネーター	本県が実施している「業務改善推進コーディネーター研修会」を受講し、学校内の働き方改革を推進するため、業務改善、時間外在校等時間の縮減など、学校全体の働き方をより良くするための活動を調整する役割を担っている教職員	21
	校務支援システム	生徒の個人情報、成績、出席状況などを一元管理することで、事務作業を効率化し、業務負担を軽減するためのシステムのこと。	12
	校務DX・TX	学校業務のデジタル化を推進することで、教育の質の向上を高めるとともに学校運営の効率化を図る取組 TXとは、「タスクトランスフォーメーション」の略称で、デジタルを前提として人と機械が行うタスク、仕事を振り分けること。	12, 13
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会は、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み	4, 24

参考資料 用語の解説 本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
さ	時間外在校等時間	在校等時間から正規の勤務時間を引いた時間 ※在校等時間とは、在校している時間から休憩時間と勤務時間外の自己研鑽等の時間を引いた時間 ※在校等時間には、校外での引率、研修等を含む。	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 18
	心理的安全性	組織の中で自分の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言できる状態を表す度合いのこと。 組織行動学の専門家として知られるエイミー・C・エドモンドソンが1999年に提唱した心理学用語で、「チームの他のメンバーが自分の発言を拒絶したり、罰したりしないと確信できる状態」と定義される。	8, 18
た	多忙化解消・負担軽減検討委員会	教職員の多忙化解消・負担軽減策について、保護者、関係諸団体と共通理解を図りながら、学校の特性及び教職員の専門性を踏まえて検討するために設置された委員会	4, 9
	デジタル採点システム	学習者の解答データをコンピュータで自動的に処理し、採点結果を即座に得ることができる仕組み	12
は	ペーパーレス支援ソフト	文書のペーパーレス化のための閲覧や編集を補助するツール（アプリケーションプログラム）	12
	フォローアップ委員会	「学校における働き方改革基本方針」の取組状況の評価・改善及び次期「学校における働き方改革基本方針（案）」の策定を行うために設置された委員会	4, 9
	フレックスタイム制	労働者が各日の始業、終業の時刻を自らの意思で決めて働く制度	19
ら	ループリック	学習者の達成度を、多角的かつ客観的に評価するための表形式のツールで、「観点」と「尺度」が交差する箇所に評価基準を文章で記載したもの。	15